

〔令和元年度第1回〕

【新宿区消防団運営委員会】

『会議録』

令和元年8月29日 開催

【令和元年度第1回新宿区消防団運営委員会】

『会議録』

令和元年8月29日 開催

1. 開 会

【開会挨拶】

2. 委員長挨拶

○事務局：まず初めに、新宿区消防団運営委員会委員長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長：皆さま、おはようございます。きょうは早くから会議に参集していただきまして、大変ありがとうございます。

また、日ごろから、防火防災をはじめ、区政全般にわたりまして、ご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。

さて、平成31年1月21日付、東京都知事から、「特別区新宿区の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」について諮問がございました。

消防団活動を通じて新宿区の安全、安心の向上につながる答申としてとりまとめできますよう、限られた時間ではございますが、ご協力いただければと思います。

なお、東京消防庁からの依頼によりまして、本委員会は公開とし、審議内容もホームページ上で公開させていただきますので、予めご了承をお願いいたします。

お手元の「次第」に従いまして進めてさせていただきますので、委員の皆さまには、活発なご意見をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 定足数の確認

【定足数を確認】

4. 報 告

前回の特別区新宿区運営委員会の答申を 踏まえた対応方針の結果について

【新規委員の紹介】

それでは、「次第4. 報告」でございますが、前回の諮問事項「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、消防団の活動能力を強化するための方策はいかにあるべきか」に対する答申を踏まえた対応方針の結果について、事務局から報告をお願いします。

○事務局：前回の特別区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針の結果についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

平成28年11月10日に、東京都知事から、特別区内各消防団運営委員会に対し、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、消防団の活動能力を強化するための方策はいかにあるべきか」が諮問され、平成28年11月から平成30年3月まで審議が行われました。

平成31年1月22日付で、特別区内各消防団運営委員会からの答申内容を踏まえ、東京消防庁防災部長から対応方針が示され、各種施策が講じられているところでございます。

以下、資料に沿ってご説明させていただきます。

答申に対する対応方針につきましては、「1. 活動体制の整備」から「5. その他」まで5項目ございます。これらの主な対応方針についてご説明いたします。

初めに、「1. 活動体制の整備」についてでございます。

警戒に伴い、消防団員の所属や身分の識別が必要であるという答申に対しまして、オリンピック競技会場を警戒する消防団員の所属や身分が、容易に識別できるようにするために、今年度以降、消防団員証が、ネックストラップ入りの仕様に更新される予定でございます。

次に、「2. 活動環境の充実」でございます。資料1-1を併せてご覧ください。

熱中症予防対策に対する答申です。東京2020大会が開催される期間は、熱中症患者が多く発生する時期でもございます。

警戒にあたる消防団員につきましても、身体的負担軽減と熱中症予防対策が、必要不可欠でございます。

対策といたしまして、酷暑対策用被服として、活動用帽子及び通気性、速乾性のあるポロシャツ、Tシャツを整備し、東京2020大会警戒時等の着用を予定しております。

こちらにつきましては、新宿区消防団運営委員会からも答申された内容でございます。

ご説明がちょっと前後いたしました。この資料1の黄色い網かけの部分につきましては、新宿区消防団運営委員会からの答申が反映されたものでございます。

2つ目が、消火活動時の負担軽減についてでございます。

常時の災害活動に加え、東京2020大会の警戒中におきましても、迅速な消火活動と身体的負担を軽減するため、現在の65ミリホースに比べ扱いやすい50ミリホース、及び操作性のよいガンタイプノズル放水機具など、消火資機材の配置について、平成30年度から新宿区消防団を初め、23区内のうちの8消防団で現在試行されております。

こちらの答申につきましても、当消防団運営委員会からの答申が反映されております。

次に、ゲリラ豪雨等による水災対策についてでございます。

近年、都市部では、ゲリラ豪雨等による水災が発生しております。水害対策用資機材として、軽量で扱いやすい「フローティング・ストレーナー」や、夜間の活動を容易にする強力ライト等を、今年度整備する予定でございます。

「フローティング・ストレーナー」は、各消防団に1つずつ、強力ライトとフロートロープは、各分団に1つずつ配置予定でございます。

それから、この「2. 活動環境の充実」の5つ目は、消防団相互の情報共有についての答申でございます。

これは、広範囲の警戒に対応するため、迅速で確実な消防団相互の情報共有が必要となることから、アプリケーションを活用した情報共有システムについて、今年度、9月から、指定された消防団で検証を実施する予定でございます。

情報共有についての対応も、当消防団運営委員会の答申が反映されております。

次に、「3. 活動能力の向上」についてでございます。

来場する外国人への対応能力向上と、聴覚障害者への対応能力の向上に対する答申でございます。

英会話講習が、平成31年2月9日に開催され、新宿区内の消防団から5名の消防団員が受講しており、対応能力の向上を図っております。

また、手話技能講習は、平成30年9月30日に開催され、新宿区内の消防団員から6名の消防団員が受講し、対応能力の向上を図っております。

今年度も、英会話講習並びに手話技術講習ともに行われる予定でございます。

こちらにつきましても、当運営委員会の答申が反映された内容でございます。

それから、教育環境の向上についての答申でございます。

現在、消防団員に対し、消防学校で各種研修や、各消防署での活動訓練等、必要な教育訓練を実施しておりますが、警戒等に必要な教育を効果的に行う教育環境の向上を図るため、平成30年11月1日から、各消防団員がパソコンやモバイル端末を活用し学習できるeラーニングシステムが試行されておりましたが、平成31年4月から本格運用をしております。

こちらの内容につきましても、当消防団運営委員会の答申が反映された内容でございます。

次に、「4. 消防団の活性化策」、及び「5. その他」につきましては、記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長：ありがとうございました。

ただいまの報告の内容につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ただいまの報告は了承していただいたものとさせていただきます。

5. 審 議

(1) 特別区消防団運営委員会への諮問事項について

○委員長：続きまして、「次第5. 審議」に移らせていただきます。

「(1) 特別区消防団運営委員会への諮問事項について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは、諮問事項につきましてご説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。これは、東京都知事から新宿区消防団運営委員会委員長あての質問でございます。裏面をご覧ください。

今回、東京都知事から示されました諮問事項につきましては、「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」でございます。

諮問の趣旨といたしましては、記載のとおりでございますが、近年、日本各地において災害により、甚大な被害が発生しており、東京においても、首都直下地震の発生が危惧されている中で、地域防災力の要である消防団の活躍が期待されております。

消防団員の全国的な減少から、総務省消防庁は、特定の活動、役割のみに参加する消防団員である「機能別団員」の制度導入を、各自治体に要請してきたところでございます。

さらに、2018年1月には、「消防団員の確保方策等に関する検討会」の報告書により、大規模災害時に消防団活動を行う機能別団員の導入についても提案がなされました。

このことから、特別区消防団の組織力を強化するための方策について、機能別消防団の導入等を踏まえて諮問がなされたものでございます。

なお、審議期間は、平成30年1月から令和2年3月までとされ、答申期日は、令和2年3月31日となっております。

説明は以上となります。

○委員長：ありがとうございました。

ただいまの説明内容につきましてご質問等がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(2) 諮問に対する推進方策（案）

○委員長：それでは、引き続き、「次第5. 審議」の「(2) 諮問に対する推進方策（案）」について説明を受けてもよろしいでしょうか。そこで、今のことにつきましても、一括でご質問いただいても結構だと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：それでは、先ほど申し上げました諮問事項に対する検討の方向性の案につきましてご説明させていただきます。

先ほどご説明いただいた諮問の趣旨のとおり、近年、毎年のように、全国各地において、大きな地震の発生や、勢力の強い台風による甚大な被害が発生しております。

昨年7月5日に、大阪府北部地方で最大震度6弱の地震が発生し、9月6日には、北海道胆振（イブリ）地方で、最大震度7の地震が発生し、人的、物的被害が多数発生しております。

東京都においては、9月30日から10月1日にかけて襲来した台風24号の暴風雨の影響により、物的被害が多数発生いたしました。また、局地的集中豪雨など、自然災害の被害が多数発生しております。

このような災害に対し、地域に根ざし、災害への迅速な対応が可能である消防団には、地域住民から大きな期待が寄せられており、地域の被害軽減には必要不可欠な存在となっております。

しかし、近年、消防団員数の減少が続いており、大きな社会的課題となっております。

消防団員の減少に歯止めをかけるべく、総務省消防庁では、特定の活動、役割のみの活動に従事する消防団員である機能別団員の制度を推進し、さらに、大規模災害時のみに活動する機能別団員の導入について検討がなされてきたところでございます。

このことから、機能別団員の更なる拡充と、特別区消防団の組織力を強化するための方策について、東京都知事から諮問が出されたものでございます。

資料2-1をご覧ください。「1. 諮問事項」と「2. 諮問の趣旨」につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

ここで、「3. 消防団を取り巻く現状」についてご説明させていただきます。

(1). 多様化する大規模災害への対応」でございます。

消防団は、発災時には、消火活動、警戒活動、救助活動等を行うとともに、平時においても、消防団は、火災予防啓発や住民への防災指導等を担っております。こうした中、近年、近年、地震、台風、集中豪雨等の多様な災害の多発や、大規模地震・津波の甚大な被害等が発生しております。

大規模災害時には、地域に密着した消防団は、従来の消火・救助活動に加え、避難誘導や安否確認等、多様な役割を果たしております。

「(2). 消防団員の減少」でございます。

地域防災力の中核となる消防団の活動が増加、多様化する中で、消防団員は年々減少しております。特別区において、令和元年7月1日現在、消防団員数は1万3173名で、充足率は82.3%となっております。

平成30年度中の入団者数は1006名、退団者数は1150名であり、入団者数より退団者数が上回っている状況でございます。

新宿区の3消防団については、平成27年4月1日現在では113.0%、平成28年4月1日現在では95.8%、平成29年4月1日現在では92.5%、平成30年4月1日現在では90.1%、平成31年4月1日現在では90.0%と変化しております。このように、過去5年の充足率を見ると、減少傾向が見られます。

令和元年7月1日現在、3団全体で、消防団員数が449名となり、新宿区3団全体の消防団員充足率は90.7%となり、若干の増加が見られております。

「(3). 機能別団員の導入促進」でございます。

特別区消防団では、平成22年度から入団者数が退団者数が上回る状態が続いており、入団や退団への対策を強化する必要があることから、個人の生活や能力に配慮した消防団活動体制を図るため、機能別団員を積極的に導入する動きがございます。

消防団員の確保方策に関する検討会の報告書によりますと、機能別団員を導入している市町村は全国で397ございます。特別区消防団でも、平成29年11月の東京都特別区消防団長会で、特別区消防団の定員充足率向上策につきまして審議、検討が行われ、平成31年4月1日現在で、3団で63名の機能別団員が活動しております。

「(4) 消防団の魅力向上・効果的な入団促進・退団抑制」でございます。

基本団員確保を中心とした消防団員確保については、引き続き確保する必要がございます。消防団員確保に向けて、消防団の知名度やイメージアップを図る必要があり、その際、消防団活動の全容をわかりやすくPRし、消防団への興味を喚起し、さまざまな地域の方々の入団を促し、組織力の強化を図る必要がございます。

次に、「4. 審議の方向性」についてご説明させていただきます。

これらの消防団を取り巻く現状を踏まえ、諮問事項に対する答申について、審議の方向性として、次の3つを挙げさせていただきます。

1つ目は、「機能別団員の更なる拡充」でございます。

2つ目は、「大規模災害団員のあり方」でございます。

3つ目は、「組織力強化方策」でございます。

諮問事項の検討の方向性(案)につきましては、機能別団員の導入による組織力強化を踏まえ、そのメリット、デメリット、基本団員との処遇の棲み分けの必要性等が、主な審議事項と考えております。

ここで、資料2-2に記載の、「諮問に対する推進方策(案)」についてご説明いたします。

3つの方向性について、それぞれ、「検討の視点」「対応案」「効果と課題」から、検討を加えていただきたいと思います。

まず初めに、「1. 機能別団員の更なる拡充」でございます。

ここでは、特定の任務や役割を行う消防団員である機能別団員を、各消防団において受け入れるために必要なことについて、審議をお願いいたします。

「検討の視点」といたしまして、5つの検討項目を挙げております。

1つ目が「適する任務・役割」でございます。

基本団員は、全ての消防団活動を行う団員で、機能別団員は、消防団活動の中で特定の活動や任務に限定して活動する団員でございます。

ここで、通常、全ての消防団活動を行う基本団員の現状についてご説明をいたします。資料2-3をご覧ください。

基本団員の「任務・役割」は、主に、消火活動、警戒活動、住民に対する防火防災訓練指導や応急救護訓練指導、募集広報活動、震災や水災などの大規模災害での活動など、多岐にわたります。

入団後、自己居住地、勤務地、通学先を管轄する分団に所属し、階級は、「団員」から始まり、経験等により上位の階級へ昇任し、「団長」から「団員」まで、全部で7つの階級がございます。

処遇といたしましては、「団員」の場合ですが、報酬として年間4万2500円が支給され、費用弁償については、1回の活動で実費弁償として4000円が支給されます。

また、退職報償金ですが、消防団に5年以上在籍した消防団員に支給され、在団年数や階級により、条例を金額を定めております。勤務年数が5年以上で10年未満の「団員」の場合は、20万円が支給されます。

給貸与品につきましては、記載のリストのとおり配布されております。

このように、基本団員に対し、総務省消防庁から制度導入が示された機能別団員について、導入を実施している特別区消防団では、現在のところ、基本団員と同様の処遇、給貸与品の配布を行っております。

それでは、資料2-2にお戻りください。

機能別団員の適する任務・役割は、さまざまな任務や役割が考えられますが、応急救護訓練指導に特化した「応急救護訓練指導団員」と、防火防災訓練指導に特化した「防火防災訓練指導団員」についてご提案させていただきます。

2つの訓練指導に特化する消防団員の導入をご提案する背景といたしましては、基本団員と同じような活動が負担となって、入団をためらう方々や、消防団活動の一部分を任務とする消防団員なら入団を希望する方々の、入団促進に結びつけるものでございます。

また、新宿区3消防団員が、1年間で指導する応急救護訓練指導回数は143回で、延べ767名の消防団員が指導を行っている現状があります。

一方、新宿区内の3消防団員が1年間で指導する防火防災訓練指導回数は74回で、延べ418名の消防団員が指導を行っております。

任務別団員である機能別団員の入団により、基本団員の負担軽減に結びつくと考えます。

2つ目が、機能別団員の「位置づけ及び処遇」でございます。

基本団員につきましては、通常、自己居住地もしくは、勤務先、通学先を担当する分団に配置となり、今後、機能別団員等の導入に伴い、消防団の組織的重要性に鑑み、入団後の配置先及び処遇については、基本団員と一定の棲み分けや制限を設ける必要性について、検討していただきたいと考えます。

配置先としては、団本部または分団とし、報酬、退職報償金については、任務が限定されることから、減額支給とすることと考えております。

また、費用弁償につきましては、活動実績に伴い、基本団員と同額支給することを考えております。

3つ目は、機能別団員の「階級・給貸与品」でございます。

基本団員の任務と比較した場合における消防団活動を考え、機能別団員の階級及び給貸与品につきましては、基本団員と区別して検討していきたいと考えております。

階級については、消防団の組織的活動の重要性を考え、経験と指導力を考慮し、「班長」までとすることを考えております。

また、給貸与品につきましては、任務や役割に必要な給貸与品を配布することを考えております。

先ほど、支給品を見ていただきましたが、機能別団員である応急救護訓練指導団員と防火防災訓練指導団員は、基本団員のように、災害時の消防活動が伴わないことから、防火帽、防火しころ等の災害活動に関わる給貸与品の配布を行わないことを考えております。

4つ目は、機能別団員の「対象」でございます。

機能別団員としては、全ての活動に参加する余裕がなくても、地域貢献として、消防団の一部の活動に意欲のある学生、女性、区内在勤者など、消防団活動に興味を持っている方々などを対象と考えております。

5つ目が、機能別団員の「訓練」でございます。

消防団員として、地域住民の方々に応急救護訓練と防火防災訓練を適切に指導できるように、「消防団員指導要領」に基づき、応急救護訓練指導や防火防災訓練指導に関する指導技術を身につけるために、訓練を行うことが必要となります。

また、応急手当復旧員、応急手当指導員の資格を取得することを考えております。

さらに、消防団員として団体行動などに必要な規律訓練を取り入れることも考えております。

このような「検討の視点」と「対応案」を踏まえまして、「効果・課題」についてでございます。

機能別団員を導入することによる効果といたしましては、1つ目は、基本団員が年間を通じて実施している応急救護訓練指導や防火防災訓練指導への負担が軽減されるところと考えます。

2つ目が、機能別団員を希望される方々が、消防団活動に拘束されることなく、仕事や家庭の事情に応じた消防団活動ができることで、入団促進が図れる効果が考えられます。

一方、機能別団員を導入することによる課題といたしましては、1つ目は、限定した活動だけを行う機能別団員に対する基本団員の不満、消防団員の団結力、仲間意識、協調性への影響が懸念されることが考えられます。

また、基本団員と機能別団員との間で、消防団員としての志気、モチベーション等に、温度差が生じることも懸念されます。

2つ目は、機能別団員が任務として課せられた住民への応急救護訓練指導や防火防災訓練指導を適切に行うために、活動技術の維持向上を図るための訓練や教育の充実を図る必要があると考えます。

次に、「2. 大規模災害団員のあり方」についてでございます。

ここでは、震災等大規模災害発生時に、消防団の活動力を確保するためには、消防団員を確保することが重要であり、各消防団が大規模災害発生時に消防団活動を行う「大規模災害団員」を受け入れるために必要なことについて、審議をお願いいたします。

「検討の視点」といたしまして、5つの検討項目を掲げております。

大規模災害団員は、大規模災害発生時に限定して活動する消防団員で、任務が限定されているという点で、機能別団員でありますので、機能別団員の検討の視点と同じ内容となります。

1つ目は、大規模災害団員の「適する任務・役割」でございます。

役割といたしましては、大規模災害で消火活動、救助活動、救護活動などの災害活動に限定して対応いたします。

2つ目は、大規模災害団員の「位置づけ及び処遇」でございます。

基本団員は分団配置となることが基本であります。大規模災害団員の配置先としては、団本部として、消防団の担当区域全域で活動することを考えます。

報酬、退職報償金につきましては、大規模災害発生時に活動を限定することから、支給しないことを考えております。

費用弁償につきましては、実活動及び訓練実施時に、基本団員と同額を支給することを考えております。

3つ目は、大規模災害団員の「階級及び給貸与品」でございます。

基本団員の任務と比較した場合における消防団活動を考え、大規模災害団員の階級及び給貸与品につきましては、基本団員と区別する必要があると考えます。

階級については、消防団の組織的活動の重要性を考え、経験と指導力を考慮し、「班長」までとすることを考えております。

給貸与品については、大規模災害団員の任務や役割に必要な給貸与品を配布することを考えております。

先ほど、資料2-3でご覧いただきましたリストの中から、災害時に必要な給貸与品を配布するものと考えます。

4つ目は、大規模災害団員の「対象」でございます。

大規模災害団員は、地震、風水害などの大規模災害時に活動することから、災害活動技術を有すること、及びマンパワーの観点から、即戦力となる団員が有効であると考えます。

そういう意味から、消防団OBや消防職員OB、看護師、重機を動かす資格を有する事業所の従業員などの幅広い人材を、入団対象とすることを考えております。

5つ目が、大規模災害団員の「訓練」でございます。

各消防署が実施する震災消防訓練や、区内3消防団が合同で実施する消防団点検時に合わせて、消防職員と区内消防団と合同で訓練を行うことなど、年に1回以上の訓練を実施することを考えております。

以上の「検討の視点」「対応案」を踏まえての「効果と課題」についてです。

大規模災害団員を導入することによる効果といたしましては、1つ目が、消防職員OBや消防団OBは、指揮命令により出場や、資機材等の知識を有しており、確実な戦力となることが考えられます。

2つ目は、大規模災害時のマンパワーの確保が可能となることが考えられます。

一方、大規模災害団員を導入することによる課題といたしましては、大規模災害団員が出場する災害の規模、種別、任務及び活動基準等を定めることが必要であります。

次に、「3. 組織力強化方策」についてでございます。

現在の消防団の組織力を強化するため、「消防団の魅力向上・活性化策」「入団促進・退団抑制策」「装備資機材の整備」等について、審議をお願いいたします。

「検討の項目」として、3つ挙げておりまして、まず「消防団の魅力向上・活性化策」でございます。

消防団の入団の動機につながるような魅力向上に必要な方策と、組織を活性化させるために必要な事項について検討していきたいと考えております。

消防団への理解を深め、消防団活動を知っていただくために、分団施設の開放の機会を設け、消防団体験入団を行うなど、消防団を身近に感じていただく広報を行います。

2つ目は、「入団促進・退団抑制策」でございます。

消防団活動を続けやすくするための活動環境につきまして、検討をしていきたいと考えております。

新宿区内の各消防団では、定年制を導入しておりますが、このように定年延長や消防団OBの再入団制度を導入することで、退団抑制に配慮していきたいと考えております。

なお、若い世代や子育て世代の女性などの入団者に対しては、家庭の都合等を考慮し、負担のかからない機能別団員からスタートしていただきまして、将来的には基本団員として活動できるような、長期的なビジョンによる入団促進と退団抑制なども考えられます。

3つ目は、「装備資機材の整備」でございます。

女性団員や消防団定年後に再任用する団員の体力的な負担の軽減のために、消防団員に配布する装備品の軽量化などについて、検討していきたいと考えております。

各消防団に対し、50mm消火ホース、ガンタイプノズルを配置し、活動時の負担の軽減と活動性向上を図ることを促進してまいります。

なお、これらの資機材は一部の消防団に配置され、効果を検証中でございます。新宿区内の消防団では、新宿消防団で検証が行われております。活動中の負担軽減に効果があるとの意見をいただいております。

検討の視点にはございませんが、その他の組織力強化方策として、総合的な組織力強化の方策について検討してまいりたいと存じます。

前出した内容以外に、消防団の組織力強化を図る上で有効な手段がありましたら、積極的に取り入れていきたいと考えております。

これらの「検討の視点」「対応案」を踏まえまして、「効果と課題」でございます。

「魅力向上・活性化策」などの組織力強化方策の効果としては、地域住民の方々に、体験入団を実施することで、気軽に消防団員の体験ができ、消防団を身近に感じ取っていただき、消防団の魅力や消防団員が持っているやりがいを伝え、幅広い人材が入団することで、消防団の活性化にも結びつくと考えております。

広報活動といたしまして、区役所等の関係機関との連携を強化し、イベント等のあらゆる機会を通じて、消防団員募集活動を充実させたいと考えております。

また、「入団促進・退団抑制策」として、定年延長や消防団OBの再入団制を導入することにより、人員が安定確保され、災害対応能力が維持されと考えます。

さらに、資機材の改善により、災害活動時の消防団員の負担が軽減され、消防団員の活動しやすい環境が整備されと考えます。

一方、課題といたしましては、地域住民の方々に消防団活動の魅力をいかに伝えていくか。具体的な方策について検討する必要があると考えます。

以上、諮問に対する検討の方向性（案）につきまして説明させていただきました。

○委員長：ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明内容につきましてご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。委員、どうぞ。

○委員：新宿区内の消防団員では、機能別団員はまだ導入されていないということでいいわけですね。

○事務局：はい。現在のところでは導入しておりません。

ただ、実は、牛込消防団につきましては、消防団OBの再入団の事務が進められております。これは、消防団を定年で退職されました方々の「団友会」におられます方の中から、希望される方につきましては、再入団ということで、現在のところ、1名の方が手続きをしているところです。

そういった意味では、機能別団員の導入が進められているところでございます。

○委員：それは、機能別団員としてではないですね。

○事務局：失礼いたしました。機能別団員ということではなく、OB団員として、再入団という手続きを、牛込消防団で行われているということでございます。

○委員：諮問文にありましたような、消防団員の確保方策等に関する検討会の報告書もいただいて、読ませていただきましたが、アンケートを見ますと、得手を活かして活動しているんだなという感じがうかがえました。

実際、初めてのことだということでは、このアンケートの中でも、この課題の中にも書いてくださったことですが、団結してというか、組織的な活動をするわけですから、基本団員の方が機能別団員をどう受けとめるかということが、非常に重要なことだと思っています。

ですから、それだけに、今の基本団員の皆さんがどう思うか、どうしたらいいかというのは、意見を十分聞くということが必要かと思っています。

アンケートをしたり、分団ごとに意見を言い合ったりということで、きちんと団員の皆さんの意見を受けとめるということが重要かと思っています。

ここに書いてある「効果と課題」というのは、本当にそのとおりだと思いますので、ぜひ調査、アンケート、聞き取りだとかを含めてやっていただければと思っています。

それから、先ほどの「魅力向上」というところで、健康診断で血液検査がなくなったということを伺っていますが、消防団員が健康的に継続して活動できるという意味でも、健康診断は縮小するのではなくて、拡充していく方向でということ、意見として申し上げておきたいと思っています。

○委員長：ありがとうございました。

2つのご意見を今いただきました。1つは、機能別団員や大規模災害団員を採用した場合の現団員の皆さんの受けとめ方について、どのようにリサーチをしていくかという点と、もう1つは、魅力向上というところでは、健康診断の項目が整理されたということについて、整理しないほうがいいのじゃないかというご意見でございました。

それについて、事務局のほうからコメントがございましたらお願いいたします。

○事務局：1つ目の、基本団員の受けとめ方等につきましては、アンケート等でまた調査していきたいという方向で検討していきたいと思えます。

もう1つの健康診断につきましても、消防団員の皆さんにより効果的なものを検討するような形で、答申の中に入れられればと思っております。

○委員長：新宿区の3署だけではなかなか決められないところもあるかと思えますので、こういう意見があったということをお伝えいただければと思えます。

そのほかいかがでしょうか。

○委員：2点お伺いしたいと思います。

1つ目は、今回のご提案は、機能別団員の中に応急救護訓練指導団員と防火防災訓練指導団員と大規模災害団員という、3つの種別があるのか。それとも、機能別団員と大規模災害団員というのは別物で、今後募集していくのかということを確認させていただきたいということです。

2つ目は、この書き方だと、消防職員OBや消防団OBの方々というところが、機能別団員のところに記載がある応急救護訓練指導団員と防火防災訓練指導団員には任用されないのか。この点も確認させてください。

○事務局：まず、1点目の、機能別団員と大規模災害団員についてですが、大規模災害団員も機能別団員ではあります。ただ、大規模災害団員になられた方は、大規模災害時のみに限定した活動という形になります。

先ほど私が説明いたしました応急救護訓練指導団員と防火防災訓練指導団員につきましては、基本団員の皆さま全てが活動する中で、応急救護と防火防災訓練だけに活動していただくということでございます。

ですので、「機能別団員」というくくりでいくと、応急救護指導団員も防火防災訓練指導団員も大規模災害団員も、全て「機能別団員」という位置づけにはなりますが、活動を限定するということに違いがあるということでございます。

それと、消防職員OBと消防団員OBの任用ということでは、そういったところの区別はございません。例えば、消防職員OBや消防団員OBで機能別団員をやりたいという希望があれば、それを阻むものではございません。

○委員長：体力とさける時間の兼ね合いということになるでしょうか。

大規模災害が起きるといのは、めったにないことではありますが、そのときに限定して来ていただくのが大規模災害団員で、消防職員として、消防団員としての経験を積んでいますし、現場の土地勘といったものもあるということですので、参加しやすいだろうということかと思えます。

基本団員の場合は、1年間を通じて、「きょう空いている人は誰かいますか」ということを言われると、きょうは応急救護の指導に行くとか、あしたは防火防災訓練の指導に行くとか、常に行かなければいけない状態です。

それに対して、この機能別団員の場合は、応急救護指導と、防火防災訓練の指導に特化していますので、基本的にはそれぞれの訓練にはこの機能別団員が行くという考え方でよろしいでしょうか。

○事務局：そうでございます。

○委員長：そのほか、いかがでしょうか。

○委員：資料2-2の「3. 組織力効果方策」についていくつかお伺いしたいと思います。「対応案」の○の2つ目、3つ目の体験入団と広報活動についてです。

私も、街のお祭り、祭礼、盆踊り等にもおじゃまさせていただいて、消防団の皆さんが、警戒、警備、交通整理、誘導等に從事しておられ、いつも頭が下がる思いでいっぱいでございます。

そういった機会を通じて、チラシを配られたり、お声かけをしていただいているということも、目の当たりにさせていただいております。

そのときに、常々感じるのですが、例えば、小学生のご家族へのアピールというのが非常に大事かなと思っております。

これは、ある意味、意見ということですが、消防署員、消防団員の方の制服姿を見て、「格好いいな」という憧れから始まるということも、まああるのかなと思っております。

また、新宿区内ですと、例えば、絵画館前とか牛込中央通、それから、今後、落合の下水処理場で行っていただきますが、VRでの防災体験等の際に、消防職員の方とか消防団員の方に出させていただいて、まさに消防車を身近に感じることで、そういうところに協力していきたいという子供たち、家族の意識の醸成にもつながるのかなというふうに思っております。

ですので、ただ単に「消防団員募集」という形よりも、日々、消防というものに親しみを覚えるような角度からの広報、宣伝活動を、ご検討いただきたいという意見、要望になります。

それから、もう1点ですが、これは、消防団員の方からご要望いただいたことです。

本庁の企画課の方にもご相談させていただいていることで、また、前期の諮問内容とも関連するところですが、来年の東京2020大会に積極的に取り組んでいくという団員の皆さんが、大会に一員として参画したということのつながりとともに、例えば、各分団に配備されているポンプ車のナンバープレートについてです。

都営バスとかも2020仕様になっていますので、そういった資機材への2020に関連する取り組みができないかというお話がありました。

ただ、担当の方からは、「火災現場というところと2020大会との関連の整理がなかなか難しい」というお話をいただいております、私も「確かに、そうだな」と思っております。

ですので、それは難しいとしても、何かほかの方策で、もちろん、思い出や経験も大事だとは思いますが、新宿区内には新国立競技場もございますので、しっかり形に残るようなものをご検討いただければと思います。

そういうことが、体験入団や広報活動に資する一助になるのかなと思っております。

それから、3点目として、「対応案」の一番下の「配置資機材の改善」のところに書いてある「ガンタイプノズル」についてです。

これは、新宿消防団の操法大会で拝見させていただきました。実際に、訓練等で既にご活用いただいている、その訓練を含めて、検証中、試行中ということですが、その具体的な中身について、実際にどれぐらい訓練で使っておられるかということがおわかりになれば、お教えいただきたいと思います。

○委員長：ありがとうございました。

広報の方法、2020に団員として関わったことのレガシーをどう残すべきか、それから、ガンタイプノズルの今の運用状況についてというご質問でしたので、この3点について事務局からお願いいたします。

○事務局：まず、1点目の広報につきましては、貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。ぜひ親しみのある広報について検討していきたいと思っております。

2点目のレガシーの部分については、今もお話がありましたように、災害との兼ね合いというところも、ちょっと難しいというところも確かにあると思いますが、できるものがあれば、検討させていただきたいと考えます。

3点目のガンタイプノズルの運用の進捗状況については、代わりの者がお答えさせていただきます。

○事務局：現在、都内の58団のうち、8つの消防団で検証を行っておりまして、そのうちの1つが新宿消防団でございます。

配置になった当初の3か月は、本団に置きまして、大規模な火災に出場した消防団の方が、ガンタイプノズルとホースを持って活動するという検証をしましたが、残念ながら、1件も検証結果を得ることができませんでした。

それで、今回は、第5分団、第10分団、第12分団という、新宿消防署管内で比較的火災の発生が多いところで、持ち回りで3か月ずつ検証してみようということで、大久保地区を担当しています第5分団の積載車に、50mmのホースとガンタイプノズルと、中継用の「媒介金具」を積んで、現在検証中でございます。

この第5分団に関しましては、事前に取り扱い訓練を2回ほど実施しておりまして、今後も訓練は継続して実施していきますが、10月20日の新宿区の合同点検で、活動紹介ということで、お披露目をさせていただきたいと考えております。

○委員長：それでは、先ほど手を挙げておられた委員、お願いいたします。

○委員：実際、応急救護訓練指導については、区内で418名の出動というお話が先ほどありましたが、特に、この8月が出動が多かったわけです。

ただ、分団によっては、例えば、普及員であったり指導員であったりという、資格を持っている方が出動していて、実際には、これは延べ人数なので、同じ方が何度も出動している状況ですので、そういうことでは、この機能別団員という形は非常にいいものだと思います。

先ほどちょっとお話があったように、普及員、指導員の資格を、今回募集する方々もとる方向でということだったのですが、もともと持っていなくても、しっかり募集するのか。そのあたりのことをお伺いしたいと思います。

それから、実際の問題点として、各分団にこういう普及員、指導員の資格所得の機会が少ないというのがあります。これは、新宿区ではなくて、都のほうの予算の関係かもしれませんが、そのために、こういう訓練指導に出動する偏りが出ていることもありますので、このことは改善できればという意見もあります。

また、大規模災害団員に関しては、指揮命令系統が非常に重要になってくると思いますので、そういう意味では、消防団OB等の方々を活用というか、もう一度やっていただくということは、非常にいいやり方だと思います。

最後に、「組織力強化方策」についてですが、私として考える消防団の魅力というところは、例えば、操法大会での操法のときだったり、団点検のときの隊列行進であったり、一斉放水であったりというのは、消防団としての魅力を発揮している場ではないかと思っております。

そういう意味では、こういう大きな活動を掲示できるところを、一般公開のような形で、運営自体は、一般の方々が来ると大変になる部分が、署のほうではあると思いますが、そういうところを普通の方々にも見ていただき、また、町会の掲示板等にもそういう催しがあることを掲示していただき、それを見て、消防団に触れていただいて、この消防団の魅力を広めていくというような活動も、効果的ではないかと思っております。

また、これに関して、女性の消防団員の重要性というものも増えていますので、女性に特化したような募集のあり方についても検討することも、重要ではないかと思えます。

○委員長：ありがとうございました。

資格の取得の機会の確保とかといったような点、OBの活用についてのご意見、それから、広報の仕方についてのお考えなどをいただきました。

区の広報でも、年に1回の操法大会の告知と、各消防団は1年交代でできるだけ大きく取り上げて、周知しようということで、今始めたばかりですので、効果が出ていないところもあるかと思えます。

一般の方々が大会を見にきてくださるところまでは届いていないところですが、町会の掲示板を活用するという点では、牛込の第4分団さんは、その点、異常なぐらい頑張っていて、町会の掲示板を使った告知をしていただいています。

そういうところもありますが、今いろいろご指摘をいただきましたので、事務局のほうから何かございましたらお願いします。

○事務局：応急手当普及員、応急手当指導員という資格がございまして、消防団の皆さんには、そういう指導をしていただくというところで、資格の取得のほうを勧めていただいておりますが、資格を取得するまでには、時間的なものとかの制約があります。

ですので、事務担当のほうとしては、最低でも上級救命講習の取得を、各消防団のほうでお願いしているという状況でございますが、今後、皆さまが資格の取得をしやすい環境というものを、事務局で頑張っていきたいと思っております。

それから、消防団の活動を広報するためには、まだまだ足りない部分がございますので、操法大会についても、あらゆる広報媒体を活用して、皆さんにお知らせしていきたいと考えております。

あと、女性に特化した広報につきましても、考える余地がたくさんあると思いますので、こちらについても、事務局のほうでいろいろ検討していきたいと思います。

○委員長：新宿消防団さんのほうだと、「全国女性消防大会」とかに2回目の出場をされたりとか、かなり活発にやられていると思いますので、それがまた、どういうふうに周知ができるかとか、広報できるかというところもあると思いますので、今後ともご意見をいただきながら検討していきたいと思います。

そのほかご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○委員：意見と問題提起という形になってしまうと思いますが、3点ほどお話しさせていただきたいと思います。

組織力を強化するためということで、機能別団員と大規模災害団員というものが出てきたので、いろいろなご意見をということだと思うんですが、そもそもが組織力の強化であって、今回の機能別団員と大規模災害団員をどのように募集して、どのように一緒にやっていくのかということが重要だと思います。

私も、基本団員という立場が入ってしまうのかもしれませんが、現場として不安というか、ここをしっかりとやらないといけないなと感じたのは、機能別団員のほうでいますと、ここでは、ご提案の段階だと思うんですが、応急救護と防火防災に特化したということです。ただ、ここに特化したからといって、機能別団員が集まってきてくれるのかということがあります。

あと、分団に配属された場合、どこまで参加してもらおうのかということをやっと決めておかないと、先ほどもお話がありましたが、基本団員からの不満だったりとか、コミュニケーションが逆にとれなくなったりして、組織力が強化どころか、ばらばらになってしまうかということが懸念されます。

ですので、そこをしっかりと、指揮系統もそうですが、どのように機能別団員の参画を促していくかというルールづくりが、非常に重要なのかなと思っておりまして、これは、意見というか、問題提起と受け取っていただきたいと思います。

2点目は、基本団員として入るのは入っていただいておりますが、定着していないという現状があります。私は第1分団に所属していますが、うちの分団だけではないと思っています。

その理由の一つとしては、そもそも活動が多いですよ。私は10年前に入っていて、最初は、「始め式と操法大会と合同点検だけ出ればいいよ」と言われたわけです。

これは、誘い文句だったとは思いますが、実際には、今はそれどころじゃないですね。地区の防災訓練は毎週ありますし、お祭りの警戒とか、スポーツ大会とか、さらに、今度はオリンピック関係もありまして、本当に多いので、その辺、「本当に必要なのか」という言い方は変ですが、署のほうでちゃんと見極めてもらわないといけないと思います。

自分のお仕事がありながらという状況では、参加しづらくなって、参加できなかったときには、「悪いな」という気持ちになって、逆に居づらくなってしまうという環境もありまして、それも定着できない原因の一つかと思っていますので、そこは検討していく必要があると思っています。

あと、定着しない理由として、私が思っているのは、最初に入団していただいたときに、1度に研修するというシステムが今はないですね。各分団に入られて、1か月、2か月、何も行事がないときもあれば、操法大会の最中だと練習に参加するとかありますが、「気をつけ」「敬礼」等の基本的なことについて各分団に任せて、指導しているような状況があります。

ですので、ここは署で頑張ってください、新人で入った、やる気のあるときに、新人研修というものをすることによって、定着することが多くなることの一つになると思いますので、これも意見として言わせていただきます。

最後、3点目は、大規模災害団員の方々についてです。ちょっと不安なのは、OBの方々が団本部に所属されるということですが、指揮系統その他、実際の大規模災害時に機能するのかなということです。

これは、年上の方が大規模災害時にだけ参集していただいて、年に1回の訓練はされるということですが、現場で実際にはどうなるのかという不安がありますので、その辺はこれから検討していかないといけないかなと思います。

それに関して、これは募集のことになると思うんですが、以前から「消防少年団」の話をさせていただいています。今回のこの機能別団員というのは、「少年消防団」を卒業された方とかも適しているのではないかと考えています。

18歳で卒業されたあとは、大学生とかになってしまって、間が空いてしまうので、基本団員にならないというふうに思っていました。

そこで、この機能別団員というところで、できれば、防火防災とか応急救護のほうに参加していただいて、学業を続けながら、消防団との関わりを持っていただき、そのあとは、ぜひ基本団員になっていただければという流れができるのかなと思います。

ですので、その点についての告知などをやっていければいいのかなと感じましたので、その点についてもご検討いただければと思います。

○委員長：ありがとうございました。

それでは、今の3点につきまして、事務局からお願いいたします。

○事務局：まず、1点目についてでございます。今回、応急救護指導団員と防火防災訓練指導団員ということをご提案させていただきました。

その背景としましては、全国の市町村のアンケートの結果で、女性、学生の方々が一番活動しやすい内容というところで、この応急救護と防災訓練の指導が一番やりやすいということでしたので、ご提案させていただきました。

今ご指摘のありましたルールづくりというのは、大変難しいところだと思っておりますが、こういったところも、実際の現場の団員さんたちのいろいろな意見を聞かないとわからない部分があると思っておりますので、そういった調査等を踏まえて考えていきたいと思っております。

2点目の、入団しても定着しないというお話についてですが、入団促進策だけではなく、退団抑制策もしなければいけないところであると思っております。

そういった面で、基本団員の皆さんの負担の軽減とかいった部分を、今回検討していきたいというところがございます。

併せて、やりがいのある部分ということについても、伝えていければと考えております。

それから、新人研修についてですが、全く必要なものであると考えております。システムとして、新入団教養というものがございます。ただ、これをやっているかどうかという点はございますが、システムとしてはございますので、足りない部分がありましたら、団員の皆さんの意見を聞きながら、この研修内容をしっかりやっていきたいと思っております。

それと、OBの人たちが入った場合の指揮命令系統に懸念されている点についてですが、あくまでも、大規模災害が発生しても、活動の中心となるのは基本団員の皆さんではないかと思えます。

そういった中で、大規模災害になりますと、倒壊した家屋から逃げ遅れの方を救出するような活動があった場合、実際にいろいろながれきを除去したりとか、そういった部分の活動の後方支援といいますか、基本団員の方々が活動する中の後方支援という部分でもしていただくということもあるかと思っております。

ですので、その辺の指揮命令のこととか、OBの方々が入った場合の活動についても、しっかり検討していく必要があると思っております。

それと、学生さんたちの活動についても、機能別団員という形にして、学業に負担がかからないような形で、消防団活動ができるというようなPRの仕方も、検討していきたいと考えております。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

○委員長：そのほかにいかがでしょうか。

○委員：日ごろから尊敬しております消防団の大先輩や議会の諸先輩、あと、消火防災のプロフェッショナルの方々の前で発言させていただくのは、大変僭越ですが、発言させていただきたいと思えます。

機能別団員については、消防団員の充足率をさらに上げていくという意味では、切り口としては非常にいいのではないかと思っております。

一方で、事務局の中で把握しておられれば教えていただきたいのですが、基本団員のほうで訓練にどれぐらいの方がどれだけ参加しているかということです。もし把握されていれば教えていただきたいと思えます。

というのも、先ほど委員から、機能別団員を入れることで、モチベーションのところで温度差が生じるというようなお話があったと思うんですが、現状で、基本団員の中でも、毎日のように出席されている団員と、要所要所だけ出てくれる団員がおられるので、モチベーションの差というのは、今でもあると思っています。

そうした中で、この2つの機能別団員を入れると、もっとわかりづらい状況になるのではないかということが、懸念としてあります。

つまり、要所要所だけ出てくる基本団員がおられる一方で、機能別団員ということで、一生懸命毎回出てくる団員がおられるということになったとき、「あの人は全然出てこないのに、報酬はあの人のほうが高いんだ」というような、変な状況も生まれるのではないかと思います。

また、「あの人は基本団員なのに、機能別団員よりも出てこないじゃないか」というような話も出てくるんじゃないかと思います。

もちろん、私が今所属している分団でも、要所要所だけ出てくる団員に対して、「あの人は全然出てこない」みたいな話はないので、それはそれで杞憂なのかなという思いもありますが、どれぐらいの方がどれぐらいの訓練に参加されているかというデータを、もしお持ちでしたら、ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、大規模災害団員についても、「予備自衛官」みたいな考え方だと思いますが、OBの方々が緊急時に召集されるので、それに備えて年に何回か訓練されるというのは、よい制度ではないかと思っております。

○委員長：ありがとうございました。

それでは、データがあるかどうかということもありますが、事務局のほうから、2つの質問についてお願いいたします。

○事務局：細かいデータというのは、今は持ち合わせてはおりませんが、各事務局のほうで、訓練に参加された方々のデータはしっかり取っております。

そういう中で、仕事をお持ちのような形で、「出たいけれども、出られない」ということで、活動に参加できる回数に違いが生じていると思います。

あと、機能別団員のほうが逆にたくさん出てきた場合、その差はどうなるのかとか、報酬はどうなのか、費用弁償とかいった場合の違いはどうなのかということですが、

費用弁償については、実費支給ということで、基本団員で出てこない場合は、その支給はされません。

例えば、応急救護指導団員でそれに出ていただいた場合は、その回数分だけ支給されるということですので、処遇といった面では、100%満足していただけるかどうかはわかりませんが、そういった面での差というか、それだけの報酬は得られるような形にはなっていると思います。

あと、機能別団員を導入した場合、各消防団の中で、お互いに理解ある雰囲気のもと、制度の趣旨、消防団のことを考えて、うまくやっていただきたいなと思っております。

○委員長：そのほかご質問、ご意見はございませんでしょうか。

ないようでしたら、本日予定しておりました審議は終了とさせていただきます。円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。

以後の進め方等につきまして、進行を事務局のほうにお返しをいたします。

6. その他

今後の審議予定

○事務局：それでは、「次第6. その他」として、「今後の審議予定」案についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

皆さまに本日ご審議いただきました内容を踏まえて答申案を作成し、次回の委員会開催までに皆さまに送付させていただきたいと考えております。お手数ですが、内容をご確認いただきまして、ご意見などをいただければ幸いです。

なお、次回の委員会につきましては、12月23日（月）を予定しております。

皆さまにご審議、ご承認をいただきまして、令和2年3月31日までに、都知事に答申する予定でございます。

年末のお忙しいところとは存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の委員会の議事録が完成次第、皆さまに送付させていただきますので、内容をご確認いただきまして、疑問点等がございましたら、事務局へお問い合わせい

ただき、問題がなければ、区のホームページに掲載させていただきますので、併せて
よろしくお願いいたします。

7. 閉 会

○事務局：それでは、以上をもちまして、令和元年度第1回新宿区消防団運営委員会
を閉会いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

(了)